

環境監視結果〈大気環境〉の概要について

1. 環境監視計画及び調査の概要

環境監視計画及び調査の概要については、資料－ 2－1 p1～11 に示す。

大気質のうち一般環境大気質として窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、道路環境大気質として窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、浮遊粒子状物質、及び、建設作業騒音、道路環境騒音、道路交通振動、悪臭の各項目について、環境監視計画に基づき調査を実施した。また、環境保全措置については、現地での確認調査を実施した。

前回の第 2 回委員会以降、夏季：H19. 7、秋季：H19. 11、冬季：H20. 1 の期間に調査を行っているが、冬季については現在調査結果を整理中である。また、悪臭については H19. 9 に、環境保全措置については H19. 12 に実施した。

なお、道路沿道大気質及び道路沿道騒音の調査地点のうち羽田三丁目 3 番は、H19. 7 からマンション建設工事が実施されているため、H19d 夏季以降の調査は対象とする道路沿いに約 80m 移動した羽田六丁目 1 番で調査を実施した。

2. 環境監視結果の概要

1) 大気質：資料－ 2－1 p12～20

一般大気質については、資料－ 2－1 p12～13 に示す。各項目について、環境管理目標値の範囲に入っており工事による影響はないと判断される。なお、常設監視測定局のデータが、平成 19 年 3 月までしか公表されていないことから、今後、公表された時点で調査結果との比較を行うこととする。

道路環境大気質については、資料－ 2－1 p16～18 のグラフに示すとおり、過去からの変動の範囲内にはほぼ入っており、工事による影響はないと判断される。

参考までに、東京空港地方気象台の気象概要を資料－ 2－1 p19～20 に示す。

2) 建設作業騒音：資料－ 2－1 p21～27

建設作業騒音については、いずれの地点での時間率騒音レベル（ L_{A5} ）の値は、東京都環境確保条例の指定建設作業の規制基準（80dB）を下回っており、工事による影響はないと判断される。

3) 道路交通騒音：資料－2－1 p28～37

道路交通騒音については、東海三丁目1番（国道357号線・首都高速湾岸線）においては、工事着手前より既に環境管理目標である環境基準を超過していた。また、羽田五丁目30番においては、工事着手前に環境管理目標を超過していた時期があったが、H19dの調査においては、環境管理目標を下回っていた。なお、同時に確認した交通量については、ほぼ横ばいの傾向にあり、また、秋季に確認した工事用車両の通行量については、全体の交通量に占める割合が1%程度であり、工事車両による影響はないと判断される。

4) 振動：資料－2－1 p38～45

道路交通振動については、全ての調査において環境管理目標である要請限度を下回っており、工事による影響はないと判断される。

5) 悪臭：資料－2－1 p46

悪臭については、特定悪臭物質であるアンモニア及びアセトアルデヒドが検出されたもののその値は、規制基準を下回っており、臭気指数、臭気濃度ともに10未満であり、工事による影響はないと判断される。

6) 環境保全措置：資料－2－1 p47～52

環境保全措置については、実施状況について現地確認調査を実施した。当該事業の実施においては、アセスの段階で提案された項目について適切に実施されていた。